



総合計画事業の実施状況について紹介します

平成16年度からスタートした総合計画は、新市建設計画を包含するとともに、新たな市民ニーズを取り入れて策定された計画で、平成16～25年度の10カ年を計画期間としています。この計画は平成19～20年度に見直しが行われ、後期基本計画として平成21～25年度の計画期間となっています。

平成24年度の実施計画ベースの決算額は約77億1,600万円でした。なお、平成24年度における総合計画事業の主な実施状況は次のとおりです。

◆企画政策課 (☎ 042-460-9800)

事業名
保育園施設の耐震改修

耐震補強した、やぎさわ保育園
2園の耐震補強工事と2園の耐震診断調査を行いました。

事業費……… 6,921万円

事業名
小学校校舎等大規模改造事業

校庭芝生化をした柳沢小学校
普通教室への空調設備設置のため12校の実施設計を行うとともに、2校の校庭芝生化工事などを行いました。

事業費……… 4億4,571万円

事業名
完全中学校給食の実施

平成23年度に実施した3校に加えて、新たに6校の改修工事を行い、全校での実施となりました。

事業費……… 2億3,760万円

事業名
公園広場等整備事業

ひばりが丘北三丁目第1公園の整備を行いました。

事業費……… 7,003万円

事業名
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進

都市計画道路3・4・21号線の用地取得などを进行了。

事業費……… 16億9,385万円

事業名
向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備

道路用地の買収などを进行了。

事業費……… 5億9,411万円

事業名
都市計画道路の整備



都市計画道路3・5・10号線、3・4・11号線、3・4・13号線、3・4・15号線の用地買収、工事などを进行了。

事業費……… 5億5,060万円

事業名
雨水溢水対策事業の推進

谷戸町二丁目、中町六丁目地内における溢水対策工事などを进行了。

事業費……… 1億302万円

事業名
地域防災無線の整備

防災行政無線(同報系)の音達調査などを进行了。

事業費……… 5,640万円

地域経営戦略プラン2010(第3次行財政改革大綱)中間の見直しの財政効果の概要

◇地域経営戦略プラン2010(第3次行財政改革大綱)中間の見直しの実施状況

市では、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間とする地域経営戦略プラン2010に基づき、国や東京都に過度に依存しない持続可能で自立的な行政サービスを提供できる仕組みづくりを目指し、行財政改革に取り組んでいるところです。

平成24年度における地域経営戦略プラン2010における実施体系と財政効果の概要は右表のとおりです。

◆企画政策課 (☎ 042-460-9800)



地域経営戦略プラン2010(第3次行財政改革大綱)中間の見直しの財政効果額一覧

プランの実施体系	平成24年度効果	備 考
I 市の現状を見据えた自治体経営の適正化	8,441万3千円	
評価・検証に基づく行財政運営、予算編成手法の充実	4,960万8千円	行政評価制度による事業の見直し、予算制度改革(シーリングの実施)
ファシリティ・マネジメントに基づく公共施設の運用	3,480万5千円	公共施設の適正配置・有効活用などによる施設維持管理コストの抑制
II 歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化	6億5,204万円	
行政内部の固定的な経常経費の削減	1億6,746万7千円	人件費の抑制(職員定数の削減)、投開票事務の見直し(投票区の見直し)
特別会計の健全化	3億3,904万1千円	国民健康保険料の改定に伴う一般会計からの基準外繰出金の減少、下水道料金体系の見直しに伴う一般会計からの基準外繰出金の減少、公的資金補償金免除線上償還に伴う公債費負担(下水道会計分)の減少
受益者負担の適正化	707万4千円	市庁舎駐車場有料化に伴う歳入の増加、高齢者福祉サービスの利用者負担の見直しに伴う歳入の増加
新たな歳入項目の創出	1億3,845万8千円	未利用市有地の売却(社会教育倉庫、消防団第4分団詰所、南町三丁目法定外公共物、向台町三丁目法定外公共物、ひばりが丘北三丁目残地、東町一丁目残地)
III 効果的なサービス提供の仕組みづくり	1,770万2千円	
地域の多様な活動主体を活用したサービス提供	1,770万2千円	財政支援団体の見直し(シルバー人材センター)、図書館ICタグシステムの活用
その他	8,719万3千円	各種事務機器類の再リース
合 計	8億4,134万8千円	

TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(日)～7日(土)

スローガン やさしさが 走るこの街 この道路

交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末期における交通事故防止および渋滞の防止を図ることを目的としています。

◆道路管理課 (☎ 042-438-4055)

重点1 子どもと高齢者の交通事故防止

- 信号を守る・横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。
- 自宅付近の慣れた道でも、油断せず、左右の安全を確認して横断するなど、ほかの交通に注意しましょう。

重点2 自転車の安全利用の推進

- 自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを順守しましょう。
- 夕暮れ時には、早めにライトをつけ、自転車が近づいて来ていることを、ほかの車両や歩行者などに知らせましょう。

重点3 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は悪質な犯罪です。「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。
- 車を運転する人に酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。絶対にやめましょう。

重点4 二輪車の交通事故防止

- 重大事故の原因となる速度超過、無理な追い越し、割り込みは絶対にやめましょう。
- 二輪車の性能や自己の運転技能を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心掛けましょう。

重点5 違法駐車対策の推進

- 違法駐車は、渋滞や交通事故を引き起こす原因になります。絶対にやめましょう。
- 短時間の駐車でも必ずパーキングメーターや駐車場を利用しましょう。